

VII 付 編

大屋敷遺跡出土金銅製鉗具について

平 方 篤 行

金銅製鉗具は、H-221号住居址から出土している。当初は破損が甚だしく、また鉢孔があることから金銅製丸鞆と考えたが、新たに付属する小片が確認され、1つの銅板を曲げて何かを鍛み込む形状が復元され、馬具等の釣金具とも見られたが、2片の双方の中央に切れ込みがあり、それが帶をとめる際の鉄刺（さすが）を通す孔と考えられ、そこから鉗具であると確認された。

また、鉄刺やその他の部分は出土していない。裏面には銅イオンの作用により、黒漆状のものが残存する。極めて薄い金銅板で造られ、法量は実測図に示す通りである。

全国各地の遺跡からの石製の丸鞆・巡方の出土は極めて多く、集落遺跡からの出土が大多数となるが、金銅製丸鞆・巡方や鉗具の検出例は全国で18例ほどが確認されている。群馬県内の各遺跡を概観すると、やはり石製の丸鞆・巡方がほとんどであり、集落遺跡の出土が多い。群馬県内では金銅製腰帶の飾り具の出土例は4例で、前橋市清里南部遺跡、吉岡町清里陣場遺跡等が知られるが、金銅製鉗具は県内初めての出土である。金銅製鉗具の出土例は、関東地方では千葉県村上遺跡、同大道遺跡のみで、全国でも3例ほどで、全国的にみても出土例が少なく貴重な類例である。金銅製丸鞆・巡方や鉗具、石製の丸鞆・巡方はともに腰帶につけられた帶の金具である。石製、金銅製とともに一具揃っての出土は少なく、集落遺跡では丸鞆・巡方のいずれか1点ずつの出土の例が多く、特別な補修工房からの出土以外には一具揃っての出土は皆無である。

さて、大屋敷遺跡出土の鉗具であるが、伴出する遺物は平安時代9世紀前半頃ものと考えられる。金銅製鉗具は、腰帶につけられた帶を留める金具である。前述のように、腰帶には、丸鞆・巡方やだ尾等の飾り具がつけられて一具となるものである。洋の東西を問わずに、古代社会にあっては、服装および装身具は身につける人の属する集団（聖俗や身分制）を表すが、この腰帶は、律令国家にあって公の場に臨むときの朝服・制服に必要な装束である。朝服は、身分により律令により規定されるものであった。そして、腰帶が使用されたのは、ほぼ奈良時代を通じてと、9世紀初頭の律令再編成期に限定され、律令国家内で身分を識別する象徴として用いられたことは明らかである。衣服令に定められる腰帶は、使用されている時期が限定されるが、腰帶はやがて石帶として平安時代を通じて男装の装束として用いられていく。また、集落遺跡内から一具揃つて出土することが極めて稀であることから、ある時期に一具のものが分けられたか、丸鞆・巡方を含め一具揃っていなくとも使用されていたことも考えられる。

服装や装身具が律令に厳密に規定され、その使用も規定されていたことから、この金銅製鉗具を考えると、金銅製ということを考えねばならない。衣服令をみると金銀装の腰帶は、五位以上、衛府督・佐、兵衛督・佐と限定されている。しかし、群馬県内出土の金銅製丸鞆・巡方を含め、大屋敷遺跡出土の鉗具をこの衣服令の規定に直接あてはめることは困難である。群馬県内出土の

金銅製丸鞘はすべて腰帶の裏金具である。伝世品を含めて腰帶には、石製丸鞘・巡方を留める金銅製裏金具の類例があり、この裏金具と鉗具が衣服令に規定されていたか否かの問題があるからである。衣服令の規定から逸脱する腰帶の飾り具からは、律令国家が解体していく中で、本来厳密であるべき律令制度が緩慢に変遷している様がみてとれるとも考えられる。

群馬県内出土の金銅製丸鞘のうち、前橋市清里南部遺跡と吉岡町清里・陣場遺跡と大屋敷遺跡とは地理的にも近い位置にある。腰帶は、朝服・制服を着用する際に必要なものである。律令国家が全国の末端にまで行政を推し進めていくが、地方においてその拠点となるのは国府や郡衙である。一概にはできないが、金銅製丸鞘や鉗具が出土した遺跡が地理的に近く、また、上野国の国府に近いことから首肯できるのではないだろうか。また、腰帶がこの大屋敷遺跡出土の鉗具を含め一具揃った出土が少ないことは、律令国家が変遷していく中で、腰帶の必要性、言い換えるなら律令国家の末端に組み込まれていくことの意味が、薄れたことを示しているのではないだろうか。

以上。繁雑に述べてきたが要約すると、大屋敷遺跡出土の鉗具は、群馬県内初めての出土であり、全国的にみても類例の少ないものであること、腰帶は衣服令に規定されるもので、この大屋敷遺跡出土の鉗具は、その規定にあてはめることは困難であるが、それにより律令国家の末端に組み込まれた人々の姿が見てとれるものであることの2点である。

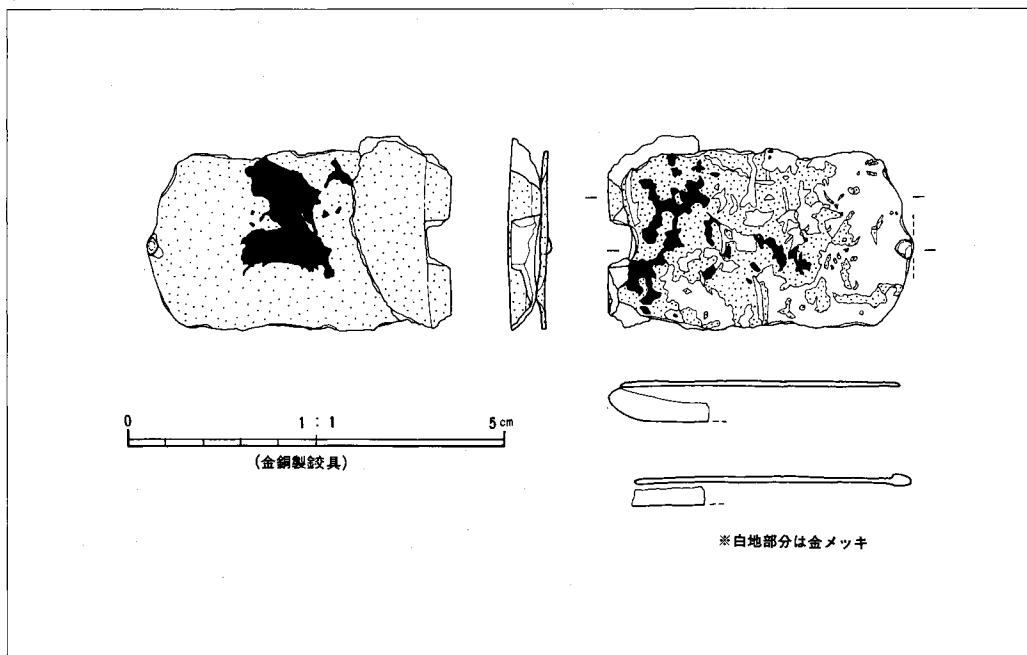


Fig. 11 金銅製鉗具実測図

《参考文献》

- | | | | |
|-------|---------------|-------------|------|
| 阿部 義平 | 「帶と官位制について」 | 『東北考古学の諸問題』 | 1976 |
| 田中 宏明 | 「官衙及び関連遺跡と腰帶」 | 『地方官衙とその周辺』 | 1995 |